

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人太田・オリオン財団(以下「この法人」という。)の役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員は、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定めた報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、その地位にあることのみに基づき報酬等を支給しない。

- 2 常勤役員には、職務執行の対価として報酬を支給することができる。その場合の報酬額は、1名年額600万円を超えない範囲とし、評議員会で決定する。
- 3 非常勤役員等に対して、1日当り3万円を超えない範囲で、日当を支給することができ、その日当額は評議員会で決定する。また、常勤役員には日当を支給しない。
 - (1) この法人は、評議員が評議員としての職務遂行の対価として評議員会に出席した場合、日当を支給することができる。
 - (2) この法人は、非常勤役員が役員としての職務遂行の対価として理事会等この法人が主催する会議等に出席した場合、日当を支給することができる。

(支給方法)

第4条 前条で決定された金額は、毎月末日、振込みにより支給する。

- 2 ただし、会議等開催時に支給される日当は、会議等開催の都度支給することができる。

(費用)

第5条 この法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給する。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。